

令和7年(ワ)第1880号 共通義務確認請求事件
 原告 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
 被告 株式会社即決営業

証 拠 説 明 書

令和8年2月16日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

 豊
 人
 磨
 典

原告訴訟代理人 弁護士 道 尻
 弁護士 竹 之 内 洋
 弁護士 原 琢
 弁護士 稻 垣 佳 典

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作 成 者 | 立 証 趣 旨 | 備考 |
|------|-----------------------------|-------------|----------------------------|-------------------------------------|----------------|
| 甲7 | 通達「特定商取引に関する法律等の施行について」(抜粋) | 写し R6.11.19 | 消費者庁次長、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官 | 特商法の所管省庁たる消費者庁が、同法の電話勧誘販売について示した解釈。 | |
| 甲8 | 「特定商取引に関する法律の解説(逐条解説)」(抜粋) | 写し R7.6.1 | 消費者庁 | 同上 | |
| 甲9の1 | 供述調書 | 写し R6.2.16 | 消費者庁取引対策課内閣府事務官橋本達裕 | 被告の本件売買等契約の勧誘手法。 | マスクングは消費者庁による。 |
| 甲9の2 | 同上 | 写し R6.1.18 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 甲9の3 | 同上 | 写し R6.3.5 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 甲9の4 | 同上 | 写し R6.1.5 | 同上 | 同上 | 同上 |

| | | | | | | |
|-------|--|----|---------|----------------|--|--|
| 甲10の1 | 聴取報告書 | 写し | R8.1.10 | 原告訴訟代理人弁護士道尻豊 | 同上 | |
| 甲10の2 | 同上 | 写し | R8.1.10 | 同上 | 同上 | |
| 甲10の3 | 同上 | 写し | R8.1.26 | 原告訴訟代理人弁護士原琢磨 | 同上 | |
| 甲10の4 | 報告書 | 写し | R8.1.26 | 原告訴訟代理人弁護士稲垣佳典 | 同上 | |
| 甲11 | 事前登録フォーム | 写し | R7.8 | 原告 | 原告が、原告のホームページにおいて、被告の電話勧誘販売により本件売買等契約をした消費者に対し、連絡先ほかの登録を呼びかけたこと。 | |
| 甲12 | 事前登録フォーム受付一覧(抜粋) | 写し | R8.1.21 | 原告 | 令和8年1月9日までに原告の事前登録フォームから登録された情報のうち、勧誘方法等を抜粋したもの。電話勧誘販売により契約した消費者が77人、うち70人が被告に支払いを行っていること。 | |
| 甲13 | 「令和6年度消費者政策の実施の状況 令和6年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」(いわゆる「消費者白書」) (抜粋) | 写し | R7 | 消費者庁 | 消費者被害に遭った者のうち、消費者センターに相談する者の割合はかなり少ないこと。 PIO-NET情報は被害全体の一部に過ぎないとみられること。 | |